

周南緑地(本事業区域)における建蔽率

中央緑地建蔽率

敷地面積……(イ)	194,700.00	㎡					
建築面積……(ロ)	4,140.24	㎡					
建蔽率 (ロ)／(イ)	4,140.24	／	194,700.00	＝	2.13%	<	22%
通常建蔽率施設(A)	597.79	／	194,700.00	＝	0.31%	<	2%
特例措置(B)	3,542.45	／	194,700.00	＝	1.82%	<	10%
特例措置(C)	0.00	／	194,700.00	＝	0.00%	<	10%

東緑地建蔽率

敷地面積……(イ)	290,900.00	㎡					
建築面積……(ロ)	12,213.72	㎡					
建蔽率 (ロ)／(イ)	12,213.72	／	290,900.00	＝	4.20%	<	22%
通常建蔽率施設(A)	588.67	／	290,900.00	＝	0.20%	<	2%
特例措置(B)	11,336.79	／	290,900.00	＝	3.90%	<	10%
特例措置(C)	288.26	／	290,900.00	＝	0.10%	<	10%

施設名	面積
中1 陸上競技場(管理施設を含む)	539.50
中2 陸上競技場(スタンド上屋)	745.46
中3 野球場	2,257.49
中5 公衆便所	24.00
中6 公衆便所	24.00
中7 公衆便所(周南フレンドパーク)	96.57
中8 公衆便所(1塁内野便所)	127.85
中9 公衆便所(3塁内野便所)	127.85
中10 公衆便所(外野便所)	82.50
中11 倉庫	115.02
合 計	4,140.24

施設名	面積
東1 多目的体育館	10,880.32
東2 公衆便所	49.61
東3 アーチERYー場(上屋)	59.85
東4 アーチERYー場(上屋)	59.85
東5 休憩所	36.00
東7 ソフトボール場(管理棟)	16.74
東8 休憩所	36.00
東9 公衆便所	29.63
東10 休憩所	12.96
東11 交通広場管理棟	296.43
東12 倉庫	76.00
東13 倉庫	57.38
東14 倉庫	19.62
東15 公衆便所	60.00
東16 庭球場(管理事務所)	293.88
東17 庭球場(運営棟)	26.15
東18 庭球場中央シェルター	203.30
合 計	12,213.72

	施設名	面積	建坪率				
通常 建蔽率 施設 (A)	中5 公衆便所	24.00	597.79	<	2%	3,894.00	
	中6 公衆便所	24.00					
	中7 公衆便所(周南フレンドパーク)	96.57					
	中8 公衆便所(1塁内野便所)	127.85					
	中9 公衆便所(3塁内野便所)	127.85					
	中10 公衆便所(外野便所)	82.50					
	中11 倉庫	115.02					
	東2 公衆便所	49.61					
	東9 公衆便所	29.63					
	東11 交通広場管理棟	296.43					
	東12 倉庫	76.00					
	東13 倉庫	57.38					
	東14 倉庫	19.62					
	東15 公衆便所	60.00					
	特例 措置 (B)	中1 陸上競技場(管理施設を含む)	539.50	3,542.45	<	10%	19,470.00
中2 陸上競技場(スタンド上屋)		745.46					
中3 野球場		2,257.49					
(特例 措置 (C)		東1 多目的体育館	10,880.32	11,336.79	<	10%	29,090.00
		東3 アーチERYー場(上屋)	59.85				
		東4 アーチERYー場(上屋)	59.85				
		東7 ソフトボール場(管理棟)	16.74				
	東16 庭球場(管理事務所)	293.88					
	東17 庭球場(運営棟)	26.15					
	東5 休憩所	36.00					
	東8 休憩所	36.00					
東10 休憩所	12.96						
合 計		16,338.53					

※都市公園条例における建蔽率制限については緑地全体で計算します。
 ※都市計画・建築基準法上による建蔽率等制限については各緑地での計算となります。

(参酌基準)

通常建蔽率 (周南市都市公園条例第3条の3第1項)	特例措置 (周南市都市公園条例第3条の3)	
	特例施設	特例建蔽率
2%	条例第3条の3第2項第1号 施行令第6条第1項第1号に 規定する ・ 休憩施設 ・ 運動施設 ・ 教養施設 ・ 備蓄倉庫 ・ 災害応急対策に必要な施設 ・ 都道府県立自然公園の 利用のための施設	10%
	条例第3条の3第2項第3号 施行令第6条第1項第3号に 規定する ・ 屋根付き広場 ・ 壁を有しない雨天運動場 ・ 壁を有しない休憩所 ・ 屋根付き野外劇場	10%